

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>平成30年8月9日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について</p> <p style="text-align: center;">〔 日本機械輸出組合 日本鉄道システム輸出組合 日本船舶輸出組合 〕</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00079 沿革 <u>平成30年8月7日</u> 一部改正</p> <p>この規程は、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書又は貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「船舶特約書」という。また、以下三者を総称して「設備財特約書」という。）により、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、設備財特約書第4条（附帯別表第3）の保険契約締結の制限及び第6条（附帯別表第6）の内容変更等並びに保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、設備財特約書第1条に定める対象契約のうち2年未満案件（「別紙1 2年未満案件の解釈等」1に該当する対象契約をいう。以下同じ。）に限り適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
<p><b>1 基本的引受基準</b> (1)～(8) (略)</p>	<p><b>1 基本的引受基準</b> (1)～(8) (略)</p>	
<p>(9) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1 (3)①から③までの<u>すべて</u>に該当するものも同様とする。</p>	<p>(9) 貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第22条から第24条までのいずれかに該当する対象契約については、設備財特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した対象契約に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1. (3)①から③までの<u>いずれか</u>に該当するものも同様とする。</p>	

新	旧	備考
(10)～(11) (略)	(10)～(11) (略)	
<p>(12) 設備財特約書附帯別表第6第3項に規定する「輸出者等が保険契約の締結を希望しない限り保険契約の申込みを要しないと定めているもの」とは、次のいずれかに該当する対象契約とする。<u>なお、一の対象契約の当事者が二以上の場合であって、日本貿易保険が認めた場合は、当該一の対象契約のうち、保険契約の締結を希望する輸出者等に係る部分についてのみ保険契約を締結するものとする。</u></p> <p>①～② (略)</p>	<p>(12) 設備財特約書附帯別表第6第3項に規定する「輸出者等が保険契約の締結を希望しない限り保険契約の申込みを要しないと定めているもの」とは、次のいずれかに該当する対象契約とする。</p> <p>①～② (略)</p>	
(13)～(14) (略)	(13)～(14) (略)	
<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成30年8月9日] <u>この改正は、平成30年10月1日から実施する。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成30年8月7日] <u>この改正は、平成30年8月14日から実施する。</u></p>	
[別紙1]～[別紙6] (略)	[別紙1]～[別紙6] (略)	
[別表] (略)	[別表] (略)	